



等の経営状況の分析や事業計画の策定支援、実行支援について認定支援機関から質の高い支援を受けることが可能になると、そのように考えております。

○安井美沙子君 ありがとうございます。

本支援機関に参画する支援者に財務及び会計等の専門的知識を有する者として金融機関や税理士法人等が法案に明示されている。これは今副大臣がおっしゃったとおりなんですか。地方の中小企業や零細企業にとっては金融機関というのは敷居が高くて、ざつくばらんに手のうちをさらけ出して支援を求められる相手ではないという印象があります。

例えば、中小企業金融円滑化法に基づき金融機関に借入条件の変更を依頼したくてもどうしたらいいか分からないという企業に対して、商工会では、お配りした資料があると思いますけれども、そのような相談依頼カードを用意して、これを提示するだけでいいように支援をしています。実物はこの小さなカードなんですねけれども。これなどは、中小企業と金融機関の距離感を端的に示していると思います。

今回の認定対象として、金融機関や税理士法人のほかに既存の中小企業支援者というのがありますから、商工会や商工會議所も想定内に入っています。これらの多彩な支援機関が有機的に結び付いた上でどこかが音頭を取って支援プロジェクトを推進するような仕組みがないと、今回想定しているスキームは十分に機能しないのではないかという懸念があります。支援を実効性のあるものにするための具体的な指針が今後示されると、支援は無償なのか、それとも実費くらいは支援者に補填されるのが気になります。本業を抱える中、ただ働きをここまで本気でやつてくれるのでしょうか。認定を受ける関係者に対する何らかのインセンティブが必要なのではないでしょうか。

○副大臣(柳澤光美君) 実は、御指摘のとおり、今回の改正法の三条で基本方針というのを示して

おりますけれども、支援体制の整備に関する事項を新設をする、そして国として望ましい支援体制の方向性を示すと。そして、基本方針の柱として本支援業務の内容、そして実施体制、実施に当たつて配慮すべきことの三点を規定をいたしております。

具体的には、財務及び会計等の専門的な知識等を活用した財務内容等の経営状況の分析や事業計画の策定支援、実行支援を規定するほか、長期かつ継続的に支援を実施するための組織体制等を規定する予定でございます。独立行政法人中小企業基盤整備機構から専門家を派遣し、中小企業に対してチームとして専門性の高い支援を行うための体制を整備することとしており、有機的な経営支援体制を構築する予定でございます。

認定支援機関に対する支援措置としては、前述の独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例に加え、特定非営利活動法人等の資金調達を支援する中小企業信用保険法の特例を講ずることとしております。これらに加えて、認定支援機関の業務を円滑化する論点から、金融機関の経営支援によるリスクの低減に応じて保証料が減額される仕組みや支援人材の育成等を平成二十四年度予算で手当てをいたしております。

○安井美沙子君 ありがとうございます。

次に、海外展開に伴う資金調達支援についてお伺いします。

まず、対象事業を限定するのはなぜでしょうか。本法律案において、資金調達円滑化支援の対象は、経営革新事業、新連携事業、農商工等連携事業など四つに限定されています。これらに限定することによって、支援を受けたくても受けられない企業が出てきはしないのでしょうか。逆に、この四つの事業に限定するメリットが何かあるのでしょうか。

○副大臣(柳澤光美君) 中小企業の新規事業展開は、既に法律上措置されている四つの新事業展開に関する計画を採用するものであります。利用者を限定する趣旨ではございません。

四つの計画のうち経営革新計画は、年間四千か

ら五千件の計画が全国で承認されるなど、他の三つの計画含め、中小企業の新規事業活動を幅広く受けた四つの新事業展開に関する計画を支援する

対象として、あらかじめ事業計画を立案することにより、中小企業者の海外進出に係る事業リスクの低減が期待できるほか、国内の事業基盤の維持に配慮した中小企業者の海外での事業計画を実施することができます。

実際に、既存の四つの新事業展開に関する計画を活用することで行政手続き簡素化にもつながるなど、メリットを有すると考えております。

○安井美沙子君 ありがとうございます。

そもそも、本法律案で支援しようとしているのはどんな業種でどんな海外展開を想定しているのでしょうか。中小企業庁の皆さんには全国各地の現場を見られていると思いますので、本スキームで海外展開を支援したい、そのことによって日本経済にとってプラスの作用が働くと特にお考えの業種と、海外展開のイメージを教えてください。

○政府参考人(鈴木正徳君) 今先生御指摘のところは、中小企業の海外展開が我が国の成長に必ず結び付くということが極めて大事だと考えております。

一方で、近隣のアジアの国々、アジア太平洋地域においては、まさに成長が著しく、これから大変大きなマーケットがございます。ただ、そこ

で日本でつくった物づくりであれ、あるいはサービスや小売、流通であれ、やはり需要地に近いところで事業を行うことに圧倒的な有利さがある。

もちろん、それに加えて人件費コスト等の違いもございます。そうした中で、そうした需要を積極的に取り込むことなしに日本の経済は中小企業を含めてなかなか成り立つていいかないという現実があります。

一方で、こうした対応に遅れると、実際に私

拠点とかマーケットと言われます基幹部品の工場はしっかりと維持をすると。それに加えて、海外の新しい需要を取り込むために海外に生産工場を立ち上げると。その際の生産工場の立ち上げ費用や運転資金がこの対象になろうかと思っています。

また、これは物づくりだけではございません

で、日本のサービス業、大変日本のきめ細かなサービスということで人気がございます。現地で

積極的に店舗を開拓されようかと思っています。

しかし、そういうサービス業につきま

しては、例えば出店の資金、また運転資金が必要になります。

日本において、例えば物づくりであれば一定の技術力をしっかりと確保している状況、あるいは日本としてのブランドであったりとか、あるいはマネジメントの力もやはり日本は強いところがあ

ります。そうした力を持っている状況の中で、伸び行くアジアの需要を積極的に取り込むというこ

うことを考えているところでございます。

○安井美沙子君 ありがとうございます。

中小企業のみならず日本の企業は、韓国を筆頭とするアジア新興諸国と比べ、イコールフットディングとは程遠い厳しい競争条件を抱えて戦っています。

合には、別途空洞化対策への取組状況と日本経済再生への決意をお聞かせください。

○國務大臣(枝野幸男君) 御承知のとおり、日本国内はもう人口減少が急激に始まっています。こ

うした構造の中で、マーケットとしての日本市場は、様々な努力もしてまいりますけれども、大きくなつていくという状況ではありません。

一方で、近隣のアジアの国々、アジア太平洋地域においては、まさに成長が著しく、これから大変大きなマーケットがございます。ただ、そこ

で日本でつくった物づくりであれ、あるいはサービスや小売、流通であれ、やはり需要地に近いところで事業を行うことに圧倒的な有利さがある。

もちろん、それに加えて人件費コスト等の違いもございます。そうした中で、そうした需要を積極的に取り込むことなしに日本の経済は中小企業を含めてなかなか成り立つていいかないという現実があります。

一方で、こうした対応に遅れると、実際に私

拠点とかマーケットと言われます基幹部品の工場はしっかりと維持をすると。それに加えて、海外の新しい需要を取り込むために海外に生産工場を立ち上げると。その際の生産工場の立ち上げ費用や運転資金がこの対象になろうかと思っています。

また、これは物づくりだけではございません

で、日本のサービス業、大変日本のきめ細かなサービスで人気がございます。現地で

積極的に店舗を開拓されようかと思っています。

しかし、そういうサービス業につきましては、例

とで海外展開をするということで、一方の国内に  
ある、例えば物づくりならマザー工場であるとか  
研究開発拠点、あるいは日本の国内にある、三次  
産業であればその言わば統括拠点としての仕事の  
量も増えていくということになつていきますの  
で、この二つは十分に両立し得ることであるし、  
むしろ両立させるためにも海外に出て取り込んで  
いける需要を取り込んでいきたいということがこ  
の法律の趣旨であります。

とに直結します。支援の網を幾重にも重ね、潜在力の高い企業を見付け出し、その特性や優位性を發揮できるようにしていかなければなりません。そのためにも、本スキームが有効に機能することを願いつつ、質問を終わらせていただきます。  
ありがとうございました。

○委員長(前川清成君) この際、申し上げます。自由民主党・たちがあれ日本・無所属の会所属委員の出席席が得られておりません。出席を要請いたしましたが、なぜかうまいこと

来ないと、いうような状況になつてゐるという、技術力は高くとも、世界市場での競争に勝てなくなつてしまつたという厳しい現実もあるというふうに思います。

それで、リストラで懸念されるのは、これは以前から、今ではないんですけれども、ここへ来てまたばあつとリストラの数が増えたということです、やはり人材の流出、これが一番懸念をされるところで、もうサムスンなどには日本の高い技術者がどこにしが行つて、自分たちの自説を立てるよし

今回のこの法案も、大事な法案であるとは思いましたけれども、午前中も安井委員からお話を出しましたように、中小企業に対する対策いろいろ取つてまいりましたけれど、なかなか、倒産する、例えば先に延ばすということだけではもう駄目であつて、本当にきちんと生き残れる、生き残ることでその企業も、あるいは日本のためにもなるということで、今回も、一定のレベル以上の専門家、そういう方を認定して助言をする、あるいはチームとして再生させる、活性化させるという法案であつて、本当にきちんと生き残ることで

一方で、なかなか出れない中小企業をあげます。種などもありますので、そうしたことの中では国内の拠点を維持するための立地対策としての内立地補助金や、三年後からになりますが、法人実効税率の引下げ等、でくるだけ海外の企業と対等に競争できる環境整備も進めているところでございまして、両面が必要だというふうには思っています。

○安井美沙子君 ありがとうございました。大変よく分かりました。

たしますので、しばらくお待ちください。  
〔委員長退席、理事高橋千秋君着席〕

○委員長(前川清成君)　自由民主党・たちあがわ日本・無所属の会所属委員に対し出席を要請いたしましたが、出席を得ることができませんでした。やむを得ず質疑を続行いたします。

○松あきら君　公明党の松あきらでございます。

二党が出席をされないということで大変残念でございますが、多少待ちくたびれた感もござりますが、質問をさせていただきたいと思います。

者かはとんどんと行つていて日本の直結としているたん  
う以前からですけれども、大企業だけではなく  
て、中小企業の、もうナノの部分が手で分かると  
いう、こういうちつちやな会社でもいらつしやる  
んですね。

私もそうですが、ここは書かなくて本当はいい  
んですけれども、団塊の世代でございまして、団  
塊の世代が定年退職等で、あるいは少し前からも  
う引き抜きですね。私の知り合いの人なんかも  
お友達の御主人なんかも、これは大企業の方なん  
でございまして、二千五百五百万円ちょっとある

として再び立ちむる活性化させるとし、法案である  
り、また海外にも出やすくするという、支援をす  
るという大事な法案ではあるというふうには考え  
ておりますが。

一つは、これは、主務大臣はもちろん経産大臣  
なんですが、何で内閣総理大臣なのかなど、もう  
一方では、金融担当大臣って最初から、でも、金  
融担当大臣を委任することができるとはなつてい  
るんですけど、何で内閣総理大臣がここに出てく  
るのかななどという、ちょっとと最初から金融担当  
大臣というふうにしていいのではないかなど考  
えております。

皆さんと意見交換して感じることは、中小企業、特に小規模、個人経営の問題点の多くは、事業計画と資金計画の立案、そしてそれに連動した計画的な資金調達にあると思っています。その点から申し上げても、財務、会計について専門家から助言を受けることができる制度を創設することは大変意義深いと考えます。

これまで見てきた中小企業の成功例に共通するのは、関係者を束ねプロジェクトを強力に推進するキーパーソンの存在でした。キーパーソンは、企業の社長当人であることもあれば、商工会や商工會議所のスタッフ、自治体職員、外部コンサルタントなど様々なケースがありました。いずれにしろ、当該中小企業のみならず、支援側がいかに当事者が意識を持つてその事業を成功させよう、ひいては地域経済を活性化させようと本気で取り組んでいるかに懸かっているのです。

かつては世界を席巻していた日本の家電メーカーが、ここへ来て軒並み業績が悪化をしましてリストラの嵐が吹いているという状況でござります。皆様御存じのように、新聞にも先週十日、ソニーは三月期連結決算の純損益の赤字、過去最大五千二百億となる見通しであるということ、約一万人という大規模の従業員削減を残念ながら表明をいたしました。既に、パナソニックも三万人規模を超す人員削減、NECも一万人規模の削減、シャープは賃金、報酬のカット、役員賞与など支給しないなど、業界各社がリストラや賃金カットに取り組んでいるところでございます。

日本の企業は今でも、もちろん現在でも高い技術力を持っていることは間違ひありません。しかし、例えば時価総額世界一となつたアップル社が、iPadやiPod、東芝や日立の部品が多く使われております。ほかにもあります、日本の細かい、いっぱい使われているんですが、製品となつた場合、これがもうほとんど日本にはその利益が

てすぐれども、とても技術持っていていらしゃる方、マンションと家政婦さん付きで、もうすぐいい賃金で、定年前ですけれども、呼ばれちゃやつたということで、ええつ、そういう現実がいろいろあるわけでござります。

中小企業もいろんな大変な状況で、今回のこの法案にもつながつてはいるということでございますけれども、政府は、雇用ということに関しては、雇用悪化を食い止めるために雇用調整助成金による企業支援を打ち出してまいりましたけれども、これも、企業内失業者四百六十五万人ということになります。やはり、企業への助成金で雇用を維持する手法は限界に來ているのではないかなどといふふうに思うところでござります。企業を救うためには、経産省あるいは文科省等々、厚労省だけではなくて、民間、官民、要するに、垣根を越えて連携をして推し進めなければいけないという、本当にぎりぎりの最後のところにもう来てしまつているかなというふうに思います。

なんというふうに思ったのか一いつてあります。それから、金融庁と、つまり、特に中小企業は、大企業ももちろんそうなんですかけれども、中企業は資金あるいは資金調達ということは、もうこれは切つても切れないことでありますので、常に金融庁、あるいは経産省は金融庁と連携をして何事も進めていかないとこれは進んでいかないということなのであると思います。

先般、中小企業金融円滑化法、いわゆるモラトリアム法ですね、これは倒産の件数を減らすことには一定の効果があったと思いますし、もちろんそういうだというふうに思います。そして、今回、もう一回ということで再延長ということなのだと思います。

しかし、二〇一一年度の円滑化法利用後の倒産件数は、民間調査機関、これは帝国データバンクですけれども、この調査によれば、前年度の四・七倍の三百四十七件が判明しているんですね。そして、累計では三百件に達するという急増ぶりがます。

この利用後の倒産だということあります。金融庁は、モラトリアム法の期限到来に伴う企業倒産の発生を最小限にとどめるソフトランディング、出口というものをを目指していらっしゃいます。円高、原料高、震災の影響などで中小企業を取り巻く環境は依然として厳しくてなかなか好転をしていないので、金融円滑化法利用後倒産は今後も更なる増加が残念ながら見込まれると、この調査機関も見通しを立てているんですね。

政府として、これは金融庁に伺つた方がいいと思うんですけど、円滑化法のこれまでの取組の成果について、どのように検証して評価をしているのかということが一つ。

それから、今回、円滑化法、今回限りの最終延長とされておりますが、今日、実は新聞に、日経と朝日で出ておりました。今後の中堅企業再生の受皿として、企業再生支援機構を改組して二、三兆円規模の投資基金設立を検討するという記事が掲載されました。これは民間ファンドの投資も促すとかいろいろ出ておりますけれども、正直、民主党さんは基金がお嫌いだつたんじゃないかななーんて、嫌みではございませんが、思つたりもいたします。やはり与党になると、この基金というのも大事だなと、今はお分かりになつてくださつているんだと思います。

このことを含めて、今後、どのような戦略と連携で取り組まれる方針なのか、これは大臣にお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○政府参考人(三井秀範君) お答えいたします。

再延長されました金融円滑化法のこれまでの成果に対する検証なり評価についての御質問でござります。

中小企業に対してこれまで累計で約二百二十九万件の条件変更等を行つてございまして、申込みに占める実行の割合は九割を超える水準となつてゐるということもございまして、こういった面から、基本的には金融円滑化への取組は定着してき

てはいるのではないかと考えておる次第でござります。

一方で、貸出条件の変更の内容を拝見いたしまして、再変更が増えているといったこと、あるいは、条件変更等を受けながら経営改善計画は策定されない中小企業も存在するといった問題を指摘する声もあるところでございます。

また、先生御指摘のとおり、昨今の激しい円高の持続、あるいは東日本大震災の影響等によりまして、我が国の経済は依然として大変厳しい状況にあると認識してございます。このため、この今般の金融円滑化法の延長に当たりましては、出口戦略といったとして、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促すということ、それから、外部機関などとの関係者の協力も得ながら、中小企業の事業再生等に向けた支援に軸足を移しまして、中小企業の眞の意味での経営改善につながる支援を強力に推し進めていくということが重要であるというふうに課題として認識しております。

○國務大臣(枝野幸男君) まず、主務大臣が内閣総理大臣というのは、これは法制上の仕組みで内閣府特命担当大臣はこの手の主務大臣になれないということと、全て内閣総理大臣が主務大臣で、実態として特命担当大臣が仕事をするという、こういう扱いでございます。

それから、今朝報道されました企業再生支援機構の改組についてでございますが、民主党内で検討中であるということは承知をいたしておりました。そして、今金融庁からも御答弁ございましたとおり、この円滑化法で条件変更が行われた中小企業が相当数に上つておりますので、出口戦略等を見据えますと、何というんでしよう、今回の法律でも強化をしようとしております経営支援を更にしつかりと強化をして、経営力を強めていかなければならぬという立場に立つております。

その上で、民主党内の御検討というのは、ひとつそうしたことでも踏まえた検討だろうというふうに思

うに思つておりますが、まだ党から正式に内閣の方にもまだ提言されている段階でもございません。今後、そうした提言あるいは野党の皆さんからも様々な御意見あろうかというふうに思いますが、そうしたこと踏まえて、中小企業再生支援協議会の機能を強化をし、中小企業の再生支援を充実させる体制整備に努力してまいりたいと思つております。

○松あきら君 ほかのこともそつなんですかねけれど、私どもは新聞で見て、ああ、こういうふうになつたんだな、こう思つんすけれど、意外とそれがまだ決まってないことが先に出るということがよくあるということで、今回も、今の大臣の御答弁で、まだこれからきちんと決めていくだいと、私ども野党のちよつと意見も聞いていただいた上でいろいろ検討していくことだというふうに理解をいたしました。

しかし、私は、新聞によりますと、なかなかこういう方向はいいかなというふうに思つておりますので、しつかりまして、日本の金融資産千四百兆、これやつぱりなかなか、たんすだつたり、銀行、金融機関などだけでは困るという、こういうことも動かしながら、そして高い技術力を持つた中小企業、特にういうところをしつかりと支えていくためのことであるということで、個人的にはいいのではないかなどといふうに思つておりますので、しつかりと皆様方が、単に延命ではなくて、今おっしゃったように、本当にきちんといいものをつくつていただけるための再生あるいは支援ということであつて、ただけるための再生あるいは支援ということであつて、やつていただきたいというふうに思います。

それでは、次に行かせていただきます。

十三日、政府が行つたデフレ脱却等経済状況検討会議の初会合で、関係閣僚はデフレ脱却のための経済構造改革が欠かせないという見方で一致をしたとお伺いをいたしました。その中で、枝野大臣は、製品価格を引き上げても売れるような付加価値の高い、高付加価値の輸出産業を生み出すべきだと指摘をされたそうです。それはどうだとは思いますが、私は、ちょっといささか、大臣の御

今まで、日本は高い技術力で高付加価値のものをどんどん売つていいかなきやいけない、それはそうなんです。そなんだけれど、今、じや台灣や韓国や中国は技術力はどうなんだというと、これ、かなりもう追い付け追い越せでキャッチアップされているんですね。しかも、前は安から悪かろうだったんですけど、今は日本よりも価格が安くしてそこそこいいんですよ。だから、ここがもう、それで、これからそういう日本のリストラがアツあつて、例えばもつともつと技術者なんかがそういう他国に、東南アジア等に行つてしまっているなんということになると、本当にこれは大変な状況であるというふうに思うんですね。

やはり、私は、今後の国際戦略は購買力を付けたB.R.I.C.S等の新興国の中間層市場の開拓にあると思うんですよ。

これは、以前私はちょっとテレビで見たんですけれど、例えばこれはインドをやつておりますた。ほかの国もあつたと思いますけど。粉石けんを、日本では液体だつたり粉だつたり固形だつたりするんですけれども、こんなちつちやな袋に、ほかのものもそなんですけれども、小分けして、一回分なんですね。例えば、インドではその一回分の粉石けんの一袋を買うんですね、うちは二袋買います、こういう、すごく安いんです。もう二箱で買うとかそういうやなくて。ヤクルトおばさんもインンドとかあちらにも行つていらつしやるそ�で、これももちろん一個ずつなんですね。ヤクルトを買えるところはかなり中間層以上のところなんですねけれども、これはおいておいて。もう全部ばら売りでちよつとずつなんです。チヨコレートなんかも一かけなんですね。

ところが、これが、これまで手を付けていない低所得の市場つまりB.O.Pという、ベース・オブ・ピラミッド市場が有力だからなんです。この所得構成のピラミッドの基盤層にも当たる層は約

四十億人も上るわけで、この層に安く良い製品を提供する商品づくり、私はここがこれから日本も、もう考え方を変えて、高付加価値、それはもうやるんですけど、ここにしつかりと入つていかなきゃいけないとと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長(前川清成君) 時間が過ぎておりますので、簡潔に御答弁ください。

○國務大臣（枝野幸男君）　實は私の発想も今委員御指摘いたいたい発想と基本的に一緒にござい

まして、科学技術の最先端で、じゃ高く売れるのかという時代に入っていますから、いろんな工夫が、まさにござる。

で、実際に例えは、私もパリに行きましたときに、パリ拠点にアフリカの貧困地域で味の素の小袋がべらぼうに売れる。これ、やっぱりいいものをつけっていて、しかもそれを小袋にすることで、買える値段だけど、まさに一種高付加価値だと思うんですね。

そういうふたところをうまく生かして、貧しい皆さんでも手が出せる、でもいいものだと、やっぱ  
り日本だと、こういうことをやつていかなきや  
いけないと思つております。御指摘ありがとうございます。

○松田公太君 みんなの党、松田公太です。

冒頭に、東電の値上げに同意しない利用者への電気供給を止めるといった発言について、三月二

十八日、この委員会で私、質問させていただきましたけれども、それに関しまして、三月三十日、枝野大臣が早速行政指導を行つていただいたとうふうにお聞きしました。ありがとうございます。多くの国民が感謝したと思いますし、私も有り難いなど思つた次第でございますが、ただ、これから値上がりの問題と云うのは實際出てくると思いますので、是非、引き続き厳しいウオッチといたしますので、監視、そして行政指導を行つていただければと思います。

経営革新等支援機関の役割についてお聞きしたいと思いますが、既にもう安井委員の方からもお

話が出ておりますが、私は、こんなあやふやな制度が増えると、むしろ民業圧迫にすらなつてしまふんじゃないかなというふうに感じております。

一番よく分かっていたらいいで、この人が例えば中小企業支援策の様々なメニューを十分知つていていた。だければ、それぞれの実態に合わせて、

も分かるんですけども、例えば私、シンガポールに何年かおりましたけれども、当時、例えばシンガポールのことをよく知っているミドルマンみたいな人がいて、そういう方が例えば日本の企業に口利きをしてあげたり、シンガポールの企業とのマッチングをしたりとか、そういうことを実際やってる姿を私も拝見してきてるんですね。

ですから、それが必要だというのは分かるんですが、そういう仕事をする人ですね。でも、わざ

わざこのような認定制度をもつてその人を認定するということは私はやっぱり必要ないんじゃないよ。二三のうなうでやる二三、マーティ

かなど、それはもう市場が決めることがあります。トで例えば口コミとか、若しくは人の紹介、そういった形で広がっていくものなんぢやないかなと

方めいうふうに思うんですね。ですから、今、予算措置は基本的に考えてないというふうに答へるところで、是非

いといふことはお答えいたたきましたので、是非  
私はそれを信用して、今後も無駄な、例えば外郭  
団体がこれにくつづいて出てくるというようなこ

る  
思  
い  
ま  
す。

次の質問ですが、海外展開に伴う資金調達支援。時間が余りないので、これ、質問というかお詫び申しますが、二三の点を

語だけをさせていただければと思ひますかこれが海外進出する中小企業等にとつては有り難い話であるのかなというふうには感じております。

しかし、最終的には、場合によつてはこれは国民の負担が発生してしまうかもしれないものであ

るのかなと思うんですね。矛盾だなと感じるのは、例えばこのような支援

でこれから中小企業、中堅企業がどんどん海外に進出すればするほど国内ではむしろ空洞化が発生してしまって、そして国民の雇用は失つてしま

う。なのに、何かがあつた場合はその進出した企業のフォロー、保証のために最終的には国民が税金という形で負担しなくてはいけないと。ちよつとこれおかしいなというふうに感じてしまうんですけれども。いずれにせよ、このようなりスクが

付いて回るものなので、今後はしつかり仮説と検証を立てて行つていただきたいなと思うんです。これは、以前もほかの法案の際にも何回もお話ししていることなんですか。P D C A、御存じだと思いますが、是非 P D C A を回して、しつかり仮説立て、検証して、ドゥーをチエックしてということを繰り返していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、大飯原発についてお聞きしたいと思ひます。

現在、枝野大臣も大変御苦労なさっていると思いますが、これだけ原発の再稼働が問題になつてしまつたのは、私はやはり国民が政府を全く信用していないということに尽きると思うんですね。原発事故当初から、例えばベント、S P E E D I の問題、メルトダウン隠しそか、本当に原発事故発生時に遡れば、もう幾ら数えても数え切れないぐらいいろんな問題点が出てくるわけです。

今日は時間がないので一点に絞つてお話をお聞きしたいと思うのですが、津波の基準についてなんです。大飯原発の三、四号機、これは四大臣会合で判断基準を満たしたというふうにされていまして、地震・津波が来襲しても燃料損傷には至らないというふうに発表されておりますが、その津波の高さは十一・四メートルにされているといふうに聞いております。なぜ十一・四メートルに設定されたのか教えていただければと思います。

○国務大臣(枝野幸男君) まず、それぞれの原発ごとに想定される最大の津波高さというもののが、専門家の皆さんによつて分析をされております。しかし、今回の福島の事故はそれを大きく超える津波が襲つたということをございます。昨年三月十一日以降、それぞれ想定地震、想定津波についての見直し進めておりますし、大飯についても三つの断層が連動する可能性も含めて検討をしておりますが、基本的にその想定津波高さは変更の必要がないというものが専門家の皆さん

のこれまでの分析ですが、その想定津波高さを超えることがありますので、そこまで想定されているもの超えることが、合理的に検討しなきやいけないだらうかということを考えると、福島の津波が十五メートルの高さ、あるいは元々の福島の想定津波高さより九・五メートル高い高さであつたということで、そのどちらもクリアするということを求められるのであります。

○松田公太君 福島第一原発からすぐ近くの富岡町なんですが、こちらには何メートルの津波が押し寄せたか御存じでしょうか。

○国務大臣(枝野幸男君) これは福島原発よりも二十・幾つだつたですかね、という数字をクリアすることができますが、九・五メートルを足した十一・幾つだつたですかね、ということをクリアすることが必要だらうと、こういう考え方であります。

○松田公太君 福島第一原発からすぐ近くの富岡町なんですが、こちらには何メートルの津波が押し寄せたか御存じでしょうか。

○国務大臣(枝野幸男君) これは福島原発よりも二十・幾つだつたかですね。なぜ数字までは覚えておりません。

○松田公太君 二十一メートルなんですね。なぜ二十・一メートル引く当初の福島原発で想定された五・七メートル、つまり十五・三メートルで定して、十五・三メートルを、元々の大飯原発の想定していた津波の高さ一・九メートルに足して十七・二メートルというふうには考えられないんでしょうね。十五・三メートルを、元々の大飯原発の想定していた津波の高さ一・九メートルに足して十七・二メートルというふうには考えられないんでしょうね。実際、隣で二十一メートルの津波が来たというふうに思っています。

○国務大臣(枝野幸男君) まず、一般論として申し上げますと、津波の高さは、すぐ隣だから同じぐらいであるということにはならない。これはもう地形、地形というものは陸の地形もありますし、それから、近いところの海底の地形にも大きく影響されますので、基本的には、隣が何メートルだったからといふことが一般的には余り通用しない世界、だといふふうに思つています。

そうしたことの中、福島なら福島・大飯なら大飯のそれぞれの地形を考慮して想定された高さに比べて、福島はやっぱり九・五メートル超えているんだから、そこはしつかりと見ようというこ

とが今回の判断をしたベースでございます。

この判断自体は、かなり丁寧に確認をして、それで福井を始めとして御説明をしている話ですが、今のような御指摘について、今私がお答えをしたことで間違いないかどうかということは改めて確認をいたしたいと思います。

○国務大臣(枝野幸男君) こういうところをしっかりとこれから説明していくかなきやいけないと思うんですが、この安全基準、作り直していただけます。改めて確認をいたしました。

○松田公太君 おっしゃるどおり、津波の高さとどうやらクリアするということを求められるのであります。

○国務大臣(枝野幸男君) お手元にお配りした資料なんですかね、これはアメリカのパシフィック・ガス・アンド・エレクトリック社が想定した、これカリフオルニアにある原発の会社なんですかね、でも、津波の高さのグラフなんですね。アメリカでもヨーロッパでも各国の規制委員会、アメリカでいえば例えばN R C が設定しました確率論的地震ハザードの解析というものを、科学的根拠に基づいて津波の高さを何万年、何十万年、何百万年というところまで想定して計算しているんですね。

日本では、あれだけの事故が起こった直後にもかかわらず、単純に、津波に襲われた福島第一原発の高さがこれだけだったから、元々の津波の想定の高さにその九・五メートル分を足して基準を作ろうというのは、私はやっぱりおかしいんじゃないかなというふうに思つてます。本当にこの一年だけを取つてみても、現政府はやっぱり原発を何とか再稼働させたいという思いの下に、非常に甘い、根拠のない、子供だましのような基準をベースに安全基準を作つてしまつたのではないかなどいうふうに私は感じています。

○国務大臣(枝野幸男君) 繰り返しになります。

これではやはり到底国民の理解は私得られないというふうに思いますので、もう一度お願ひなんですか。見直していただければと思います。

○国務大臣(枝野幸男君) こういうところをしっかりとこれから説明していくかなきやいけないと思うんですけど、この安全基準、作り直していただけます。改めて確認をいたしました。

○松田公太君 御説明も大切だと思いますが、やはり私、見直しをされた方がいいんじゃないかなと。何かしら科学的根拠に基づいてこの数字が出てきたということを発表すれば、国民はやはり安心できるのじゃないかなと思うんですね。

最後に、質問まだ一分残っていますのでさせていただければと思いますが、その九・五メーター足したらいんじやないかという判断はどこかの学会から出てきたものなんですか。誰が決めたことなんでしょうか。

が、科学的には、その九・五を足してない数字を超える津波は考えられないということを、福島の事故の後、例えば大飯なら大飯について専門家の皆さんで検証いただいて、それで出てきている数字があつて、それゆえに、でも、それだけで安全なのかもしません。でも、今回の福島の事故が、事故以前の知見から出てきた想定津波高さよりも大きな津波來ているということで、それだけでは国民の皆さんに御安心いただけないだろうし判断する我々も安心できないということで九・五メートルを乗つけました。

したがつて、これは科学的というよりも、まさに今回の経験、教訓を踏まえて判断をしたものでございます。

○松田公太君 終わります。

○委員長(前川清成君) この際、申し上げます。

新党改革所属委員の出席が得られておりません。出席を要請いたしましたが、出席を得ることができませんでした。やむを得ず質疑を続行いたしました。

他に御発言もないようですから、質疑は終局しました

たものと認めます。  
これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。  
中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律案に賛成の方の举手を願います。

○委員長(前川清成君) 全会一致と認めます。  
よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。  
なお、審査報告書の作成につきましては、これ

を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(前川清成君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後零時三十七分散会  
本日はこれにて散会いたします。

平成二十四年四月二十六日印刷

平成二十四年四月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A